

入札公告（測量・建設コンサルタント等業務）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 5 月 29 日

分任支出負担行為担当官
中越森林管理署長 中西 雄一郎

1 競争に付する事項

- （１）事業名 令和 7 年度 当間山 14-15 国有林測定事業外
- （２）事業場所 新潟県十日町市東田尻字大沢国有林 106 林班外
新潟県十日町市伊達字当間山国有林 111 林班
- （３）事業内容 境界検測予備調査（コンパス）1.9km・76 点（817～886）
境界検測予備調査（コンパス）0.7km・21 点（95～109）
- （４）事業期間 契約締結の翌日から
令和 7 年 11 月 26 日まで
- （５）成果品納入場所 中越森林管理署 業務グループ

2 入札方法

ア 本件は競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札等を電子入札システムで行う。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、一般競争入札参加資格審査申請を行い、承認された競争参加有資格者で取得したＩＣカードであって、農林水産省電子入札システムに利用者登録を行ったものに限る。

３ 競争参加資格

(１) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)(以下「予決令」という。)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。

なお、未成年者、非保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条に規定する特別な理由がある場合に該当する。

(２) 令和 7・8 年度森林管理局競争参加資格確認通知書において、資格登録官局が「関東」であり、業種区分が「測量」の B 又は C 等級に登録されている者であること。

(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再確認を受けていること。)

(３) 会社更生法又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

((２) の再確認を受けたものを除く。)

(４) 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条の規定により登録を受けている者であり、公共測量、境界検測等について、平成 22 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 15 年度間に実績を有すること。

(５) 主任技術者(測量技術上の管理を行う者)及び現場代理人(監督職員等の指示に従い、事業現場の取り締まりその他の現場業務を司る者)として、それぞれ次に掲げる者を当該業務に配置すること。

なお、現場代理人については、主任技術者が兼任することができる。

ア 主任技術者

測量法第 48 条に規定する測量士の資格を有し、測量士又は測量士補として 14 年以上の実務経験があること。

イ 現場代理人

測量法第 48 条に規定する測量士の資格又は測量士補の資格を有すること。

(６) 競争参加資格申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知)又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」(平

成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知) に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表以外の構成員である場合を除く）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他個人事業主又は中小企業等共同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)若しくは森林組合法(昭和 53 年法律第 36 号)等に基づき設立された法人等であって、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (9) 以下に定める届出の義務を履行している事業者（当該届出の義務がない者を除く）であること。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規程による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規程による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規程による届出

4 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 3 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、競争参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期間：入札公告４の（２）のアに同じ。

イ 提出方法：電子入札システム画面の添付資料フィールドに申請書及び資料に記載した内容を証明する書類をそれぞれ添付し提出すること。

ただし、申請書等のファイルの合計容量が10MBを超える場合には、持参又は郵送（書留郵便に限る。）（締切日時必着）で提出すること。必要書類の一式を持参又は郵送で提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。

また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、申請書等として送信すること。

（ア）持参又は郵送で提出する旨の表示

（イ）持参又は郵送で提出する書類の目録

（ウ）持参又は郵送で提出する書類のページ数

（エ）発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の送付先は入札公告４の（２）のイに同じ。

ウ ファイル形式：電子入札システムにより提出する申請書等のファイル形式については、以下のいずれかの形式にて作成すること。

（ア）一太郎

（イ）Microsoft Word

（ウ）Microsoft Excel

（エ）その他のアプリケーション PDF ファイル

（オ）画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式

（カ）圧縮ファイル LZH 形式

【紙入札方式による提出の場合】

エ 提出期間：入札公告４の（２）のアに同じ。

オ 提出先：入札公告４の（２）のイに同じ。

紙入札方式により入札に参加する場合は、返信用封筒として表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵便料金の切手を貼った長３号封筒を提出書類と併せて提出すること。

（２）競争参加資格確認申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：令和７年５月３０日から令和７年６月１３日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時を除く。）とする。なお、郵送の場合は書留郵便により最終日までに到着したもののみ有効とする。

イ 提出先：

〒949-6608 新潟県南魚沼市美佐島 61-8

中越森林管理署 総務グループ

電話 025-772-2143

(3) 4の(2)のアに規定する期限までに競争参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

(4) 中越森林管理署長は入札に参加を希望する者から提出された競争参加資格確認申請書及び確認資料について所要の確認を行い、入札参加者を決定する。

(5) 確認の結果は、競争参加資格確認通知書を令和7年6月18日までに通知する。

なお、競争参加資格がないと認めた者に対して当該通知書において、その旨の理由を通知する。

(6) 競争参加資格がないと認められた者は、中越森林管理署長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式任意)により説明を求めることができる。

ア 提出期限：令和7年6月27日 午後4時まで。

イ 提出場所：4の(2)のイに同じ。

(7) (6)への回答は令和7年7月2日までに行う。

5 入札手続き等

(1) 担当部局：

〒949-6608 新潟県南魚沼市美佐島 61-8

中越森林管理署 総務グループ

電話 025-772-2143

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書等は配布資料等からダウンロードすること。

なお、やむを得ない事情により紙入札を予定している者等には下記により交付する。

ア 交付期間：令和7年5月29日から令和7年7月4日まで(土曜日、日曜日及び祝等の行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)

イ 場所：4の(2)のイと同じ。

ウ 測量成果、図面類は、閲覧によること。

エ その他：配布資料は無料である。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。

ただしやむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。

ア 電子入札システムによる入札の開始及び締切について。

令和 7 年 7 月 3 日 午前 9 時 00 分開始。

令和 7 年 7 月 7 日 午前 10 時 00 分締切。

イ 紙入札方式により競争入札に参加する場合。

令和 7 年 7 月 7 日 午前 9 時 50 分までに上記 5 の（1）の場所に入札書、競争参加資格確認通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参し、令和 7 年 7 月 7 日午前 10 時 00 分までに入札すること。

ウ 郵便入札も可とするが、上記 5（1）の場所に書留郵便又は配達証明郵便で令和 7 年 7 月 4 日 午後 4 時までに到着することとし、入札書の日付は、令和 7 年 7 月 7 日とする。ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できないことに留意すること。

エ 開札について。

開札は、令和 7 年 7 月 7 日 午前 10 時 05 分とする。

なお、場所は中越森林管理署 1 階入札室にて行う。

オ 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

カ 入札参加者は、「関東森林管理局署等競争契約入札心得」について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

キ 上記ア、イ及びウの日時は変更する場合がある。日時を変更する場合の通知は電子入力システムにより参加する者には電子入札システムにより通知する。また、紙入札方式により参加する者に対しては、上記 5 の（1）の担当部局の指示に従うこと。

6 その他

（1）入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨 日本語及び日本通貨に限る。

（2）入札保証 免除

（3）入札の無効 関東森林管理局署等競争契約入札心得による。

（4）落札者の決定

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって

有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 契約締結期限 落札が決定した日の翌日から起算して7日以内。
- (8) 契約保証金 要 契約条項第4条の規定による。
- (9) 前払金 有 契約条項第32条の規定による。
ただし請負金額200万円以上を対象とする。
- (10) その他 詳細は関東森林管理局署等競争契約入札心得による。
- (11) 受注者は、事業の実施に当たり、関連する環境法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

7 配布資料等

- (1) 入札説明書
- (2) 測定事業請負契約書（案）
- (3) 境界検測予備調査作業仕様書
- (4) 境界点調査表
- (5) 図面
- (6) 境界検測予備調査実施報告書

関東森林管理局署等競争契約入札心得（入札書）及び林野庁測定規程については、関東森林管理局ホームページにある「各種約款等」をご覧ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>)

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの「[発注者綱紀保持対策に関する情報等](#)」をご覧ください。